

令和8年第1回小国町議会臨時会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和8年2月17日(火曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和8年2月17日 午前10時00分

1. 閉 会 令和8年2月17日 午前11時07分

1. 応招議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広行 君 書記 坂本 愛子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 誠次 君	教育 長 村上 悦郎 君
総務課 長 松本 徳幸 君	教委事務局長 後藤 栄二 君
情報政策課 長 田邊 国昭 君	産業課 長 穴井 徹 君
税務住民課 長 中島 高宏 君	建設課 長 谷口 正浩 君
福祉課 長 宮崎 智幸 君	福祉課保育園長 室原 由美 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

4番 児玉智博君

5番 穴見まち子君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を2月17日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 8. 2. 17)

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

寒かったり暖かかったりと、体のほうは、いかがでございますか。高村議員は今年初めてお越しだと思います。よろしく願いいたします。

それでは、早速ではございますが、ただいまから令和8年第1回小国町議会臨時会を開催します。議員各位には何かと御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和8年第1回小国町議会臨時会ということで、御多用の中にも関わりませずお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。また来週から議会運営委員会、全員協議会、その次の週から本会議という予定でありますけれども、そのような本当に忙しい中でもございます。お集まりをいただきました。ありがとうございます。先ほど議長もおっしゃいましたけれども、先週と比べると今週は非常に暖かかった。衆議院選挙がありましたけれども衆議院選挙のときは、すごく寒くて序盤は選挙の盛り上がりもあんまりないまま突入したような感じだったので、投票率がどうかなといったところでありましたけれども、小国町では65.8%ということでございます。もうちょっと頑張れるのではないかなと途中から思いましたけれども、やはりなかなか難しいようでございますけれども、町民の皆様には投票所にたくさん行っていただきました。本当にお世話になりました。本日は臨時会でございます。議案といたしましても五つございますので御審議方をよろしくお願い申し上げたいと思います。お世話になります。

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和8年第1回小国町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（熊谷博行君） 本日の臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（熊谷博行君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

4番 児玉智博君

5番 穴見まち子さん

をお願いいたします。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（熊谷博行君） 日程第3、「承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号：令和7年度小国町一般会計補正予算（第7号）について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の1ページをお願いいたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年2月17日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の2ページをお願いいたします。

専決第1号 専決処分書

令和7年度小国町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月20日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、補正予算書の専決第1号と書いてあるものをお開きください。1ページでございます。

令和7年度小国町一般会計補正予算（第7号）

令和7年度小国町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ799万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8千304万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月20日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君） おはようございます。

それでは、令和7年度小国町一般会計補正予算（第7号）についての説明をいたします。

専決第1号と書かれた補正予算書（第7号）をお願いいたします。専決分の補正総額は、歳入歳出それぞれ799万2千円を追加するものです。

4ページをお願いいたします。まず歳出から御説明いたします。

款2総務費、項4選挙費、目3衆議院議員選挙費799万2千円の補正で、去る2月8日に投票が行われました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費の補正でございます。金額の大きなものについて御説明させていただきます。まず、節1報酬の154万7千円です。これは投票と開票にかかる管理者及び立会人の報酬等です。次に、節3職員手当等の時間外勤務手当316万円です。これは投票開票事務に当たった職員の手当となっております。次に、節11役務費の手数料121万6千円です。この手数料は、投票開票事務に使用する機器の点検整備や掲示板の設置手数料等でございます。

次に歳入についての説明です。

4ページ上段をお願いいたします。款15県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金の衆議院議員選挙委託金799万2千円でございます。今回の選挙に係る歳入全てが県支出金となっております。

以上、一般会計補正予算（第7号）の説明をさせていただきました。御審議方よろしく願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより承認第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号：令和7年度小国町一般会計補正予算（第7号）について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（熊谷博行君） 日程第4、「議案第1号 小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集3ページをお願いいたします。

議案第1号 小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、国の令和7年人事院勧告及び熊本県の人事委員会勧告に伴い、一般職の職員、一般職の任期付職員の給与等について、所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君） それでは、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、この給与条例等を改正する理由となります人事院勧告及び熊本県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告について御説明いたします。一つ目としまして、民間給与と職員給与の格差3.55%を解消するため、全体の給料月額を上げるとともに通勤手当と宿日直手当の手当額を引き上げること。二つ目としまして、期末勤勉手当いわゆるボーナスの支給月額を民間に見合うよう0.05か月分引き上げること。以上について、令和7年8月7日に人事院勧告が又令和7年10月10日に熊本県人事委員会が勧告を行っております。

条例集1ページ右肩に1とあるものが改正条文となっております。説明は総務課資料（1）の新旧対照表で行わせていただきます。

まず1ページを御覧ください。

第1条「小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」でございます。

第8条の2（初任給調整手当）でございます。第1号の医療職給料表（1）で下線部分、月額「41万6千600円」を月額「41万7千600円」に。第2号の医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職で下線部分、月額「5万600円」を月額「5万2千100円」に改正するものでございます。これらの職に該当する職員は小国町には現在おりません。次に第9条（扶養手当）でございます。第3項と第5項の改正は、表記の是正をさせていただくものでございます。

次に2ページを御覧ください。第11条（通勤手当）でございます。第2項第2号に規定する自動車等の使用距離の区分ごとに定めております額を改正するものでございます。ウの10キロメートル以上15キロメートル未満の区分の金額「7千100円」を「7千300円」に改正し、

200円の増額となります。ウからスまで段階的に改正しまして、最後の区分のスの60キロメートル以上の区分の金額「3万1千600円」を「3万8千700円」に改正し、7千100円の増額となります。

次に3ページを御覧ください。第17条（宿日直手当）でございます。通常の宿日直勤務1回につき支払う額「4千400円」を「4千700円」に改正するものです。医師などの職種や特殊な勤務時間等の金額についても人事院勧告による改正により、それぞれ改正しておりますが、これらの職の職員は小国町には現在おりません。

次に第19条（期末手当）でございます。第2項職員の期末手当について「100分の125」であったものを「6月支給分は据置き、12月支給分を100分の127.5」に改めるものです。第3項の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当を「6月支給分は据置き、12月支給分を100分の72.5」に改めるものです。次に第20条（勤勉手当）でございます。第2項第1号で職員の勤勉手当について「100分の105」であったものを「6月支給分は据置き、12月支給分を100分の107.5」に改めるものです。次に第2号で定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当を「6月は据置き、12月支給分を100分の52.5」に改めるものです。これらの期末勤勉手当の改正により一般職員、定年前再任用短時間勤務職員ともに0.05月分引上げられます。

次に5ページから25ページまでは各種給料表でございます。

今回は全体的な改定となっており、平均で1万3千46円の引上げで3.55%の引上げ改正となっております。ここまでの第1条による改定は、令和7年4月1日に遡って改正となります。

次に26ページをお願いいたします。

第2条「小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」でございます。

第19条（期末手当）と第20条の（勤勉手当）の改正になります。前条の改定により一般職員、定年前再任用短時間勤務職員ともに12月分に増額となっております0.05月分の期末勤勉手当の率を6月と12月のボーナスに均等に割り振るものでございます。この第2条による改正は令和8年4月1日から施行いたします。

次に28ページをお願いいたします。

第3条「小国町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」でございます。

第7条に規定する「特定任期付職員」の給料表と第9条に規定する期末手当の改正でございます。「特定任期付職員」とは、高度な知識を持った者で、例えば弁護士、公認会計士など資格を持った方が想定されておりますけれども、現在小国町には該当者はございません。この改正は令和7年4月1日に遡って改正となります。

最後に29ページをお願いいたします。

第4条「小国町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」でございます。

前条で改正されました期末手当の率を6月、12月に均等に割り振るものでございます。施行日は令和8年4月1日でございます。

今回の改定により補正予算で計上しております人件費としまして、2千602万円の経費が必要となります。なお、対象となる職員数は一般職112人と会計年度任用職員72人、合計184人となっております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 必要となる予算措置が2千602万円ということではありましたが、それぞれ月額給与と一時金、それから手当の内訳がどうなるか教えてください。

議長（熊谷博行君） 総務課長、分からないなら後から挙手していただいて、分からないなら「分からない」と言っていたきたいと思います。

総務課長（松本徳幸君） 申し訳ありません。手元にちょっと資料がございませんので。

4番（児玉智博君） それでは、高校新卒で採用された場合の年収が、どれほど上がるか教えてください。

総務課長（松本徳幸君） 高校新卒ということで、ちょっと違うかもしれませんが10代ということでお答えさせていただきたいと思います。10代の方の比較をさせていただいておりますけれども、年間で23万4千420円ほど今回の改定で上昇することになります。

以上でございます。

4番（児玉智博君） それは手取りがそれだけ上がるということなのかというのと、もとの金額と23万4千420円上がった金額もちょっと教えてもらえますか。

総務課長（松本徳幸君） 御質問、ありがとうございます。

手取りというわけではなくて年収が上がるということでございます。ちょっと総額は出しておりませんが、給料月額が「19万2千900円」が「20万6千400円」となります。また期末勤勉手当のほうは「88万7千340円」が「95万9千760円」となります。これらの年間のトータルとしましては、「320万2千140円」が「343万6千560円」となる見込みでございます。

4番（児玉智博君） では、最後に確認です。

2千602万円増えるというふうには言われた分は、あくまで職員に支払われる金額であって、職員の年収が増えたことによる町の社会保険料負担がどうなるのか教えてください。

総務課長（松本徳幸君） 今回改定します給料に基づいて恐らく3月に遡って支給すると思われまします。もちろんボーナスと給与ともに増えますので社会保険料等も増えますので、その分は納める

必要がございます。

4番（児玉智博君） その金額を教えてください。

総務課長（松本徳幸君） 申し訳ありません、金額については把握しておりません。

4番（児玉智博君） また改めて。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第5、「議案第2号 小国町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集4ページをお願いいたします。

議案第2号 小国町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、火災予防条例の一部を改正する条例の施行に伴い、小国町火入れに関する条例について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

産業課長（穴井 徹君） おはようございます。

それでは、説明させていただきます。条例集21ページ右肩2が条例の改正案となります。

本日は、別添の産業課資料（１）新旧対照表で説明させていただきます。御覧ください。

改正する内容は、「林野火災注意報」、「林野火災警報」の新設に伴い、「小国町火入れに関する条例」第１４条（火入れの中止）の中に、「林野火災注意報」及び「林野火災警報」の文言の追記と一部の文言を改めるものです。林野火災注意報、林野火災警報の創設の経緯ですが、令和７年２月に発生した岩手県大船渡市の大規模山林火災を受けて、総務省の消防庁、気象庁、林野庁で合同による大船渡市林野火災を踏まえた、消防防災対策の在り方に対する検討会が開催されました。その報告書を受け林野庁が「林野火災注意報及び警報」を明記した火災予防条例（例）の一部改正を行いました。それを受けて阿蘇広域行政事務組合が所管する「火災予防条例」の一部が改正されましたので、「小国町火入れに関する条例」も併せて一部改正するものです。

説明は以上です。御審議方よろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第２号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君） 「火災予防条例が施行されることに」ということで説明があったので、「小国町火災予防条例というのを自分が賛成したのかな」というふうになんとか不安になりましたけれども、「阿蘇広域行政事務組合の条例である」ということでしたのでよかったです、自分の認知機能はどうもなかったということが分かりました。

それで、ここに書いてあります「火災警報」というのは市町村長が発令するようになっております。消防法第２２条で気象庁長官とか管区气象台長とか測候所長が、「これは火災が発生するおそれが高いよ」という判断をしたときは知事に通報して、知事から各市町村長にその旨が通知されて、市町村長がそれに基づいて火災警報というのを発表する。あるいは、そういう通報がなくても自身の判断で「これは火災の危険がある」と判断したときは「火災警報」というのは出せるようになっております。一方、「林野火災警報」あるいは「注意報」というのも４月１日から運用が開始されるようなのですけれども、これ見てみますと東京消防庁がこういう基準で発表するというのが出ておりますけれども、「前日までの３日間の合計降水量が１ミリ以下、かつ、前３０日間の合計降水量が３０ミリ以下」という基準で出しますというふうになっているわけです。ほかの市町村は分かりませんが少なくとも小国町には火災予防条例というのがないわけです。であれば火災警報は小国町長が出すけれども、林野火災警報自体は小国町長は出せないと思うのです、町の条例にないから。であれば林野火災警報自体は阿蘇広域行政事務組合の組合長あるいは阿蘇広域行政事務組合の消防長が出すようになるのですか。

産業課長（穴井 徹君） 今ありましたとおり火災注意報とか強風注意報等は気象庁が発表します。お話にありましたとおり、それに基づいて「前３日間の降水量が１ミリ以下、かつ、３０日間の降水量が３０ミリ以下」とか、もう一つの基準といたしましては「前３日間の降水量が１ミリ以下、かつ、乾燥注意報が出ているとき」と、その場合は林野火災注意報が発令されます。林野火

災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発令された場合は林野火災警報となります。ともに林野火災注意報及び林野火災警報は、阿蘇広域行政事務組合からの発令となります。それに基づいて火入れ条例のほうも運用していくようになります。

以上です。

4番（児玉智博君） 阿蘇広域行政事務組合の組合長が出すのか、消防長が出すのか、というふうには私は聞きました。

産業課長（穴井 徹君） 条例自体は阿蘇広域本部の条例になっております。発令については消防長なのか組合長なのかというのは、今手持ちのほうの資料ではちょっと確認できません。申し訳ありません。

4番（児玉智博君） それもきちんと調べて分かっておいてください。火災警報は各気象庁長官とか管区気象台長とか測候所長の判断でそれを知事に伝えて、知事が市町村長に下ろして、市町村長が情報あるいは自身の判断で出せるように消防法ではなっているわけです。今現在の運用としてこの火災警報自体どこが出すようになっていきますか。小国町長が出すようになっていくのか、それとも広域の火災予防条例で阿蘇広域行政事務組合長になるのかな管理者かな、ちょっとその辺ちょっと分かりませんが組合長か管理者か。それか消防長が出す運用になっているのか、現状を説明してください。林野火災警報は、ちょっと定かではないですけど組合長か消防長が出すという話でしたので小国町長ではないなというのは分かりましたけど、火災警報がどうなっているのかお答えください。

産業課長（穴井 徹君） 所管につきまして今回の火入れに関する条例については産業課、火災警報については消防を所管する総務課であると思いますが、私のほうから回答させていただきます。小国町については火災警報に関する条例がありませんので、今まで火災警報について発令されたことはありません。ちょっと質問と少しずれますが、こういった回答になります。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに。

4番（児玉智博君） 火災警報なんていう今後も発令されないであろうものを改正前からあるのですけれども、ありもしないことをこの条例に書き込んでいるのですか。

産業課長（穴井 徹君） こちらの条例につきましては標準的な全国例がありますので、火災警報等が小国町でも発令される準備ができたときに対応できるように文言として入れております。

総務課長（松本徳幸君） 火災警報についてですけれども、先ほど議員がおっしゃったように町長が発令することになってございます。この発令基準としましてちょっと見ましたところ消防法の第22条に基づいて発令するというので、条例事項ではないということで町長が独断で判断するものだというふうに認識しているところでございます。町長が条例に基づいて発令するのではなくて法律に基づいて町長が発令するものです。

4番（児玉智博君） だけど産業課長の答弁と今の答弁が違うのだけど、どっちが正しいのかちゃんと2人で話して正確な答弁をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 消防法上では首長、私になっておりますけれども実例として、なかなかその判断基準を私が持ち合わせているわけではないので、条例のほうで権限は消防長のほうに委ねられるというところがあります。その部分も実例としては実際判断ができないので、消防長がそれを代替して消防長が発令するというような手順だというふうに私は思っております。

4番（児玉智博君） それとちょっと違うと思います。発令は市町村長になっているでしょう。

町長（渡邊誠次君） 消防法は「市町村長が出す」というふうになっておりますけれども、条例で消防長に権限を委任できるという運用が一般化しているということでもありますので、その部分で「消防長が出す」というようなかたちになるというふうに私は思っております。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

児玉議員の質問の中で、総務課と産業課の課長の答弁が合わないということで、今答弁がほしければ、ここで暫時休憩しますが。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩いたします。次の会議を10時45分から開きます。

（午前10時38分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午前10時43分）

産業課長（穴井 徹君） 先ほどの直前の質問の回答の前に、先ほど質問のありました林野火災注意報及び林野火災警報は誰が発令するのか、広域行政事務組合なのか消防長なのかという御質問のほうを先に答えさせていただきます。阿蘇広域行政事務組合の条例に基づいて発令します。この条例本文には「管理者が発令する」ということになっておりますので、現在でいえば阿蘇市長が管理者になっておりますので阿蘇市長が発令するようになっております。それから先ほどの火災警報についての発令ですが、「市町村長も発令できる」というふうになっておりますが、小国町の場合は消防組織を阿蘇広域行政事務組合に委任しておりますので、先ほどの林野火災注意報及び林野火災警報の発令と同じく、阿蘇広域行政事務組合の管理者が発令するようになっております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 先ほど私が権限移譲の点について、うろ覚えで話をしていたので間違いであったということでございます。その部分は謝りたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、この条例改正自体には賛成しますが、一言だけ申し添えておきます。条例を出す以上は十分準備をして臨んでください。小国町では火災予防条例はないから、ここに書いてある火災警報は今までも発令されてないし、これからも発令されないと。ただ、「火災予防条例ができたときのために、念のために火災警報と書いてあるだけです」と。でたらめな答弁ではないですか。余りに適当過ぎますよ。条例を制定する重みというのを課長が分かってなくて、その下の係長以下、職員が分かりますか。これは猛省していただきたいということを申し述べまして、賛成討論といたします。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号、小国町火入れに関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第6、「議案第3号 令和7年度小国町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集の5ページをお願いいたします。

議案第3号 令和7年度小国町一般会計補正予算（第8号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度小国町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊議案第3号と書かれた補正予算書（第8号）をお願いいたします。1ページです。

令和7年度小国町一般会計補正予算（第8号）

令和7年度小国町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2千989万2千円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1千293万8千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年2月17日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

総務課長(松本徳幸君) それでは、令和7年度小国町一般会計補正予算(第8号)についての説明をいたします。補正予算書(第8号)をお願いいたします。今回補正をお願いする総額は、歳入歳出それぞれ1億2千989万2千円を追加するものです。

7ページをお願いいたします。まず歳出全体の人件費の部分から御説明いたします。議会費から教育費までの節1報酬、2給料、3職員手当等、4共済費並びに8旅費の費用弁償につきましては、総額で1千751万円の増額補正になります。この主な理由といたしましては、先ほど可決いただきました給与条例改正分の増額費として2千602万円、3月末までの人件費の不用額として851万円減額しております。続きまして、歳出の大きな額の補正について御説明させていただきます。款2総務費、項1総務管理費、目8地籍調査費でございます。節12委託料4千100万円を始め、節7報償費から節17備品購入費までの総額4千463万8千円は、国の補正予算により地籍調査事業を実施できることとなったため令和8年度実施予定分を前倒して実施するものでございます。

次に8ページをお願いいたします。目19物価高騰経済対策費の節18LPガス使用世帯支援事業補助金848万円は、熊本県LPガス協会が実施する第5弾LPガス使用世帯支援事業への補助金です。次に款2総務費、項3戸籍住民登録費、目1戸籍住民登録費でございます。節12委託料の296万円と節18負担金補助及び交付金26万4千円は、戸籍附票システムと住基ネットシステムの旧氏対応を行うためのシステム改修の費用となっております。

次に12ページをお願いいたします。款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費でございます。節12計画策定業務委託料の100万円は、小国町耐震改修促進計画の策定業務に係る経費の物価高騰により予定価格が増加したことによるものです。節18の道路施設保全改築費(市町村道過疎代行)の900万円は、国の補正予算により熊本県が新たに行うこととなった工事費の負担金でございます。次に項2道路橋りょう費、目1道路維持費、節12実施設計委託料と節14道路維持工事外は、町道坂下宇土谷線、切通トンネル照明器具改修工事に係るものです。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に歳入についての説明になります。

6 ページをお願いいたします。款 1 0 地方交付税、目 1 地方交付税、節 1 普通交付税の 4 千 4 9 万 6 千円は、本補正予算の一般財源として充当いたします。次に款 1 4 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金の社会保障税番号制度補助金 3 2 2 万 4 千円は、戸籍住民登録費の旧氏対応に係るシステム改修費に充当いたします。次に目 5 土木費国庫補助金、節 1 社会資本整備総合交付金 2 千 5 2 万円は、町道坂下宇土谷線、切通トンネル照明器具改修工事に充当いたします。次に款 1 5 県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金の地籍調査事業費補助金 2 千 8 5 1 万 2 千円は、地籍調査費に充当いたします。同じ目の物価高騰対応生活者支援交付金 4 2 4 万円は、L P ガス使用世帯支援事業補助金に充当いたします。最後に款 2 1 町債、項 1 町債、目 5 土木債の道路改良事業 7 5 0 万円は、土木管理費の道路施設保全改築費に充当いたします。また道路長寿命化事業 2 千 5 4 0 万円は、町道坂下宇土谷線、切通トンネル照明器具改修工事に充当いたします。

以上、今回の一般会計予算の概要説明をさせていただきました。

また先ほどの給与条例の件で各費目ごとの集計をとということでしたので、ここで説明させていただきます。職員給におきましては 1 千 8 8 7 万円、期末勤勉手当につきましては 6 1 4 万円、通勤手当につきましては 2 0 万円、最後に社会保険料としまして 8 1 万円この補正予算のほうで計上させていただいております。

以上となります。御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第 3 号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4 番（児玉智博君） 土木費で道路施設保全改築費、これ過疎代行分なので鍋ヶ滝バイパス関連の費用だと思いますが 9 0 0 万円ということでしたので、この増額分の工事の概要を御説明いただきたいのと、その下の道路維持費ということで切通トンネル照明の工事で実施設計委託料と町道維持工事外で 3 千 7 0 0 万円出ております。確かにあそこはもう真っ暗になっていますので対応が必要な状況ではありますが、こういった工事をされるのか御説明をお願いします。

建設課長（谷口正浩君） 2 点質問されましたので、まず過疎代行の鍋ヶ滝バイパスのほうから御回答させていただきます。概要についてなんですけれども今年度、鍋ヶ滝バイパスの国道 3 8 7 号線側の橋りょう 1 号橋になりますけれども、そちらの下部工 A 1 橋台、下流を見て右側右岸側の工事費を計上させていただいたのですけれども、その反対側、左側左岸側の橋台部分の補正を計上させていただきました。その分を県が要望していただきまして県のほうで施工していただくという部分と併せて、道路改良の部分を順次進めていく進捗の部分で 9 0 0 万円町の負担分として計上させていただいている部分でございます。あと切通トンネルの工事の内容についてなんですけれども、御指摘のとおり照明が切れているところがあって以前から地元の方々からも「暗い」

ということで強く要望を受けていたところでございます。町としても県のほうに社交金として要望をしていたところですが、今回補正というかたちで付けていただきましたので今付いている照明器具を全部取り外してLEDに全て取り替えようということで、3千700万円という高い金額になっていますけれども全て取り替える工事というかたちになってございます。

以上でございます。

4番（児玉智博君） 町管理のトンネルというとそんなに数があるわけではないかと思うのですが、上田の別所に抜けるトンネルは結構明るいかなというふうに思っていますけれども、基準というのがちゃんと町は設けてあるのでしょうか。明るさの基準です。そこに立って「何メートル先まで見通せるようにしなければならない」というような基準があれば教えてください。

建設課長（谷口正浩君） トンネルの照明というのは町独自の基準ではなくて道路法上のトンネルを造った場合に「どれだけの照度がいきますよ」という基準がございます。どれだけの照度があるかというのは手元に資料がないので分かりませんが、そういった基準というのは必ず設けられておりますので、その基準を守るような照度を確保するというような照明を作るようになってございます。

4番（児玉智博君） 切通トンネルは今真っ暗な状況で、基準は満たしていないのかなと理解してよろしいですか。

建設課長（谷口正浩君） 今トンネルの照明自体の球切れが1か所とか2か所とかではなくて結構複数の状態になっていますので、「今、照度がどれぐらいか」というのは測定しておりませんので、満足しているのか、満たしていないのか、というのはすみません、そこまではちょっと把握してございません。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号、令和7年度小国町一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第7、「議案第4号 令和7年度小国町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集6ページをお願いいたします。

議案第4号 令和7年度小国町水道事業会計補正予算（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度小国町水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊議案第4号と書かれた補正予算書（第2号）をお願いいたします。1ページです。

令和7年度小国町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度小国町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和7年度小国町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）

第1款 水道事業費の第1項 営業費用に13万円を追加し、1億4千116万6千円とする。

（資本的支出の補正）

第3条 令和7年度小国町水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）

第1款 資本的支出の第1項 建設改良費に42万円を追加し、9千842万9千円とする。

令和8年2月17日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

建設課長（谷口正浩君） 引き続き、詳細について御説明させていただきます。

5ページの給与費明細書を御覧ください。補正金額の内訳を説明させていただきます。3条予算と言われる収益的支出と、いわゆる4条予算と言われる資本的支出を合わせた金額になってございます。1総括、給与費内の報酬13万円、手当5万円、計18万円。法定福利費37万円、

合計の55万円でございます。別紙、建設課資料（1）を御覧ください。3条予算と言われているものが収益的支出、4条予算というのが資本的支出でございます。補正前と補正額を記載してございますけれども、補正額として総額55万円を補正させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） これより議案第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号、令和7年度小国町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和8年第1回小国町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時07分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（5番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

4 番 児 玉 智 博 君

5 番 穴 見 まち子 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を2月17日の1日間とする。

1.	承認第 1号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号：令和7年度小国町一般会計補正予算（第7号）について） 令和8年2月17日 承認
1.	議案第 1号	小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について 令和8年2月17日 原案可決
1.	議案第 2号	令和7年度小国町一般会計補正予算（第7号）について 令和8年2月17日 原案可決
1.	議案第 3号	令和7年度小国町一般会計補正予算（第8号）について 令和8年2月17日 原案可決
1.	議案第 4号	令和7年度小国町水道事業会計補正予算（第2号）について 令和8年2月17日 原案可決

小国町議会会議録
令和8年第1回臨時会

令和8年2月発行

発行人 小国町議会議長 熊谷博行

編集人 小国町議会事務局長 長 広行

作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119